

「プロスポーツにぎわい創出事業委託業務」 公募型プロポーザル審査基準

1 本書の目的

本書は、「プロスポーツにぎわい創出事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける業務予定者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

2 業務予定者の選定

見積額が委託契約の上限の範囲内である提案者のうち、新增沢方式により審査順位を決定し、審査順位が1位の者を業務予定者とする。

3 提出書類の確認

- (1) 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求める。
- (2) 補正を求めた企画提案書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

4 審査の実施主体

別途設置する選定委員会が行う。

5 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとする。

- (1) 業務等の理解度
- (2) 提案内容の実効性
- (3) 業務遂行の確実性
- (4) 経費の妥当性

6 審査方法

- (1) 選定委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画提案書を採点する。
- (2) 選定委員会は、審査順位が第一位の者を業務予定者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。